

新型コロナウイルス感染症拡大をめぐり、状況は日に日に深刻度を増しており、四月七日に五月六日までの期間で発出された緊急事態宣言も、途中解除の余地を残しつつではあるが、同月三十一日まで延長されることとなった。状況は、一〇〇年に一度のパンデミックといわれるほどになっており、この苦境を何とか乗り越えるのは世界共通の課題である。当然、株主総会実務もその課題と無縁ではなく、場合によっては何千人もの人が集まる株主総会は、感染拡大のリスクを本質的に伴う空間でもある。

平時であれば、会場に入場を希望する株主の入場を拒絶することはもちろん、入場しないことをお願いすることすら、違法ないし手続の著しい不公正として、決議取消事由となり得る対応であり、はばかられるところである。しかし、社会的な観点からみたとときに、書面投票等の選択肢もある中で総会の会場に入場する株主の権利と、新型コロナウイルス感染症拡大防止の要請を比較すると、後者が優先すると感じるのが通常感覚であろう。ただ、それを法的に整理するのは必ずしも容易ではなく、各社に判断を委ねられると悩みが深まることになる。経済産業省と法務省が四月二日に連名で公表した「株主総会運営に係るQ&A」は、そのような状況の中、

関係省庁が指針を示したものであり、実務の寄り添いとなるものである。Q&Aが、四月一日と二八日の二度にわたり更新されているのも、実務の関心が高いことの表れであろう。

Q&Aでは、感染拡大防止策の一環として、株主への来場自粛の呼びかけにととまらず、会場規模の縮小や入場人数制限といった措置をとることも可能とされている。後ろの二つの措置については、「新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要な対応をとるために、やむを得ないと判断される場合には」という条件が付いているが、緊急事態宣言が継続していたりそれに近い状況にあるときは、この条件は満たされると考えようである。悩ましいのは、これを超えて、株主を会場から完全にシャットアウトする総会、いわゆる「無出席株主総会」が許容されるか否かである。Q&Aにもこの点の悩ましさが表れているように思われ、「結果として」会場に株主がいらない総会となることや、株主の入場を認めないことについて「株主に対して理解を求める」ことは許容される旨述べられているものの、会場からのシャットアウトを正面から認める記述はない。ただ、逆にいえば、それが認められない旨の記述もないわけだ、英国や仏国で認められている、一般株主を会場からシャットアウトする behind closed doors といわれる態様の総会が、わが国でも認められないかが疑問となる。

Q&Aの内容からすれば、緊急事態宣言が継続している状況等において、

新型コロナウイルスと株主総会 「無出席株主総会」は許容されるか

スクラム



て、株主に対して強く入場を控えるよう求めることは許容されると解され、たとえば、招集通知に「来場はお控えくださいませようお願いします」と強調して記載し、会場に来場した株主にも、その場で「入場はしないでください。お願いします」と繰り返す場合、物理的に立ちどかして強制的に入場を拒絶できるかという点、それは基本的に難しいのである。Q&Aが苦心をしたであろう前記の記載を読み込んでいくと、そのような印象を持たざるを得ない。とはいえ、現実には、そのような強いお願いを繰り返してなお入場を強行しようとする株主がそれほどいないと思える。また、Q&Aは、必要性と合理性の観点で認められる措置を例示するという形をとっているのだ、会場からの株主のシャットアウトが必要かつ合理的とされる状況になれば、それが認められる余地も排除されていないように思われる。ただ、それがどのような状況なのか、そのような状況があるとするならば、まさに今がその状況なのであれば、Q&Aにもそう書いていとも思われるからである。とはいえ、Q&Aを離れた解釈論になるかもしれないが、シャットアウトを認める考え方もあり得るだろうし、また、いざれにせよ、そのようなシャットアウトを行ったことを理由として株主総会決議取消訴訟が提起されたとしても、裁判所による裁量棄却まで含めて考えれば、決議取消請求が棄却されることは合理的

に期待してもよいのではないか。こう考えてくると、法的安定性を求めるなら、強いお願いのレベルにとどめ、少し法的リスクをとっても新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から株主をシャットアウトすべきだという判断をするのであれば、その判断もとり得るといつてよいように思われる。「とり得る」というのは、その方法をとったかという点で、決議取消しが認められる可能性は高くはないと思われ、また、仮に決議取消しが認められ（または認められそうになり）、追認の株主総会決議を行わなければならなくなったとしても、それにより役員善管注意義務違反まで認められるわけではないという趣旨である。書いていて、歯切れが悪い文章となっていることを自覚している。このような書きぶりにならざるを得ないことを法律家の端くれとして歯がゆく思うが、新型コロナウイルス感染症拡大が一日も早く終息することを心より願いつつ、筆をおきたい。

(夢兎)